簿記検定試験要項

１．主催：日本商工会議所・瀬戸商工会議所

２．試験日時・申込期間・合格発表日・合格証書交付期間　　　　　　　　　　※定員がありますのでご注意ください

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 第１７０回 | 第１７１回 | 第１７２回 |
| ①試 験 日 | 令和７年　６月　８日（日） | 令和７年１１月１６日（日） | 令和８年　２月２２日（日） |
| ②申込期間 | 窓口・Ｗｅｂ：４月２１日（月）～５月　８日（木） | 窓口・Ｗｅｂ：９月２９日（月）～１０月１６日（木） | 窓口・Ｗｅｂ：１月　６日（火）～１月２２日（木） |
| ③合格発表日 | （１級）　７月２８日（月） | （１級）　　 １月　５日（火） | （１級）―――――――― |
| （２級・３級）６月２３日（月） | （２級・３級）１２月　１日（月） | （２級・３級）３月　９日（月） |
| ④合格証書交付期間 | （１級）８月１８日（月）～９月１７日（水） | （１級） ２月　２日（月）～３月　４日（水） | （１級）―――――――― |
| （２級・３級）７月　７日(月)～８月　６日（水） | （２級・３級）１２月１５日（月）～１月１４日（水） | （２級・３級）３月２３日（月）～４月２２日（水） |

※試験開始時刻　１級 ― 午前９時　／　３級 ― 午前９時　／　２級 ― 午後１時３０分

　　※合格発表日の午前１０時から、瀬戸商工会議所検定ホームページおよび瀬戸商工会議所内において、合格者の受験番号を発表いたします。

３．受験資格：学歴・年齢・性別・国籍に制限はありません。

４．申込方法

①窓口：『受験者への連絡・注意事項』をお読みの上、瀬戸商工会議所所定の用紙に必要事項を明記し、受験料を添えて瀬戸商工会議所の窓口でお申し込みください。（郵送での申込みはいたしておりません。）なお、申込書は原則として受験者本人が楷書ではっきりと記入してください。

②Web：瀬戸商工会議所検定ホームページからお申込みください。

※お身体の障がいなどで、会場設備や受験の際に配慮が必要な場合には、必ず申込時にお申し出ください。

５．受験料：１級―８，８００円　／　２級―５，５００円　／　３級―３，３００円

６．簿記検定試験受験者への注意

①試験開始時刻を間違えないように注意してください。試験会場への来場は時間厳守としてください。

　②受験者は、試験開始時刻までに入場し、指定された席についてください。

　③受験するときに持参するものは次のとおりです。

　　（１）受験票

　　（２）筆記用具（ＨＢまたはＢの黒鉛筆、シャープペンシル、消しゴム）

　　（３）そろばん・電卓等の計算用具

　　　　　※電卓は、計算機能のみのものに限り、以下の機能があるものは持ち込みできません。

　　　　　　印刷（出力）機能・メロディー（音の出る）機能・プログラム機能（例：関数電卓等の多機能な電卓、売価計算・原価計算等の公式の記憶機能がある電卓）、辞書機能（文字入力を含む）

　　　　　※ただし、日数計算・時間計算・換算・税計算・検算（音の出ないものに限る）は使用可とします。

　　（４）原則として氏名、生年月日、顔写真のいずれも確認できる身分証明書（運転免許証、旅券（パスポート）、社員証、学生証など）。ただし、小学生以下は必要ありません。

　④試験場においては、試験委員の指示に従ってください。それに従わない者は、退場させることがあります。

⑤試験中に不正行為があった者は、合格を取り消し、以後の受験を禁止することがあります。

　⑥携帯電話など外部との通信が可能なモバイル機器の使用を禁止します。持っている人は、アラームを解除し、必ず電源を切った上で、カバンにしまい机の下や足元に置いてください。指示に従わず、使用が発覚した場合、試験時間中に着信音が鳴るなどした場合は、不正行為とみなし退場していただく場合もあります。

＊お問い合わせ先＊　　瀬戸商工会議所　簿記検定担当（TEL　０５６１－８２－３１２３）

《受付》　平日　午前８時３０分～午後５時１５分（土・日・祝日は休業）

「受験者に関しての同意事項」

1.商工会議所検定試験の申込時にご記入いただいた情報につきましては、個人情報保護法を遵守し、検定試験施行における本人確認、受験者・合格者台帳の作成（受験者および合格者に係るデータベースの作成を含む）、合格証書・合格証明書の発行および商工会議所検定試験に関する連絡、各種情報提供、データベースを活用した検定普及策の検討に使用し、目的外の使用はいたしません。

2.受験に際しては、本人確認を行いますので、必ず身分証明書（氏名、生年月日、顔写真のいずれも確認できるもの＜例＞運転免許証、旅券（パスポート）、社員証、学生証など）を携帯してください。身分証明書をお持ちでない方は、受験希望地の商工会議所（または試験施行機関）にご相談ください。

3.試験問題の内容および採点内容、採点基準・方法についてのご質問には、一切回答できません。

4.取得点数は、受験者本人にのみ開示することができることになっていますので、受験された商工会議所にお問合せください。ただし、答案の公開、返却には一切応じられませんので、あらかじめご了承ください。

5.合格証書の再発行はできません。合格証明書の発行につきましては、受験された商工会議所にお問合せください。

6.一度申し込まれた受験料の返還は認めません。

7.一度申し込まれた試験日の延期・変更は認めません。

8.試験会場には所定の申込手続きを完了した受験者本人のみ入場を許可します。

9.試験会場への来場は時間厳守としてください。

10.次に該当する受験者は失格とし、試験途中で受験をお断りするとともに、今後も受験をお断りするなどの対応を取らせていただきます。

・試験委員の指示に従わない者　　　　　　　・試験中に、助言を与えたり、受けたりする者

・試験問題等を複写する者　　　　　　　　　・他の受験者に対する迷惑行為を行う者

・問題用紙・答案用紙・計算用紙を持ち出す者（1級は除く）

・本人の代わりに試験を受けようとする者、または受けた者

・暴力行為や器物破損など試験に対する妨害行為におよぶ者

・その他の不正行為を行う者

11.試験中の飲食、喫煙はできません。

12.試験中は、携帯電話や腕時計型情報端末等、外部との通信が可能な機器の使用を一切禁止します。

13.試験問題を含め、試験に関して知りえた情報全般の複製、外部への開示、漏洩（ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）をはじめインターネット等への掲載を含む）を一切禁じます。試験後にこれらの行為を行ったことが発覚した場合、当該受験者は失格または合格を取消、今後の受験をお断りするなどの対応を取らせていただきます。

14.試験の施行後、不正が発覚した場合、当該受験者は失格または合格を取り消し、今後の受験をお断りするなどの対応を取らせていただきます。

15.台風、地震、洪水、津波等の自然災害または火災、停電、システム上の障害、その他不可抗力による事故等の発生により、やむをえず試験が中止された場合は、当該受験者に受験料の返還等対応いたします。ただし、中止にともなう受験者の不便、費用、その他の個人的損害については何ら責任を負いません。

16.台風、地震、洪水、津波等の自然災害または火災、盗難、システム上の障害等により、答案が喪失、焼失、紛失し採点できなくなった場合は、当該受験者に受験料の返還等対応いたします。ただし、これにともなう受験者の不便、費用、その他の個人的損害については何ら責任を負いません。

17.受験者は試験当日、ご自身の体調ならびに保健所および医療機関からの指示がある場合はその内容も十分考慮し受験するか否かをご検討ください。

18.試験当日、試験会場において受験者に発熱や咳等の症状が見受けられる等体調不良の状況にあると試験委員が判断した場合、試験途中であっても受験をお断りする場合があります。

19.試験問題等の著作権は、日本商工会議所に帰属します。